

使用前検査申請書

〔 玄海原子力発電所第4号機
原子炉冷却系統設備の改造の工事 〕

原発本第124号
令和3年10月12日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣
萩生田光一 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 玄海原子力発電所 所在地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村
原子力発電工作物の概要	玄海原子力発電所第4号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 原子炉補機冷却海水設備 海水ポンプ 工事計画の認可番号及び認可年月日 ・20120731原第19号 平成24年9月5日
検査を受けようとする工事の工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）
検査希望年月日	(一号) 自 令和3年 12月 16日 至 令和4年 8月 19日 (五号) 自 令和4年 6月 13日 至 令和4年 8月 19日
使用開始予定年月日	令和4年 9月 9日
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	令和3年 10月 12日

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年 月 項目	令和3年		令和4年							
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
原子力設備 ・原子力冷却系統設備 原子炉補機冷却海水設備 海水ポンプ										
							<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">現地工事期間</div>			
						△ 使用前検査（一号）				
								▲ 使用前検査（五号）		

△ 材料検査・寸法検査・外観検査・組立て及び据付け状態を確認する検査

▲ 機能・性能検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

〔 玄海原子力発電所第4号機
原子炉冷却系統設備の改造の工事 〕

本工事の検査場所は、管理区域外であるため放射線管理は該当しない。

参考

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「改正前の旧原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合はその年月日又は原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。